公有財産管理の不備

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 |
| 槻の木高等学校 | 　消防法で３年に１回と定められている、消防用設備等の点検結果の報告を、令和２年９月10日に報告した日以降、報告していなかった。 | 検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 【消防法】第17条学校、（中略）その他の防火対象物で政令で定めるものの関係者は、政令で定める消防の用に供する設備、消防用水及び消火活動上必要な施設（以下「消防用設備等」という。）について消火、避難その他の消防の活動のために必要とされる性能を有するように、政令で定める技術上の基準に従つて、設置し、及び維持しなければならない。第17条の３の３　第17条第１項の防火対象物（政令で定めるものを除く。）の関係者は、当該防火対象物における消防用設備等又は特殊消防用設備等（第８条の２の２第１項の防火対象物にあつては、消防用設備等又は特殊消防用設備等の機能）について、総務省令で定めるところにより、定期に、当該防火対象物のうち政令で定めるものにあつては消防設備士免状の交付を受けている者又は総務省令で定める資格を有する者に点検させ、その他のものにあつては自ら点検し、その結果を消防長又は消防署長に報告しなければならない。【消防法施行令】第２章第１節　防火対象物の指定（防火対象物の指定）第６条　法第17条第１項の政令で定める防火対象物は、別表第１に掲げる防火対象物とする。別表第一（抜粋）

|  |  |
| --- | --- |
| （七） | 小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、大学、専修学校、各種学校その他これらに類するもの |

【消防法施行規則】（消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検及び報告)第31条の６　法第17条の３の３の規定による消防用設備等の点検は、種類及び点検内容に応じて、１年以内で消防庁長官が定める期間ごとに行うものとする。３　防火対象物の関係者は、前２項の規定により点検を行った結果を、（中略）次の各号に掲げる防火対象物の区分に従い、当該各号に定める期間ごとに消防長又は消防署長に報告しなければならない。（以下略）二　令別表第一（中略）（七）項（中略）に掲げる防火対象物　三年に一回 |

 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和６年11月22日）